

（あて先） 大網白里市長

児童手当 認定請求書

児童手当を受けたいので、認定請求します。また、認定請求にあたり、児童手当の認定に必要な、請求者及び配偶者の所得情報、年金加入状況等について、公簿等により調査することに同意します。

提出年月日	※受付確認年月日
・ ・	・ ・

請求者（生計中心者）	フリガナ	生年月日	配偶者の有無	有・無	請求者の職業	ア. 被用者（サラリーマン等） イ. 公務員（勤務先： ウ. 被用者等でない者					個人番号				
	氏名 (法人名等)	電話番号	支払希望金融機関（請求者名義の口座）								加入している年金等				
	住所 (法人の主たる事務所の所在地)	大網白里市	銀行コード	銀行 金庫 農協	店番号	支店 支所	種別	普通	口座 番号	ア. 厚生年金保険 イ. 国民年金 ウ. その他（ ※アのうち、次の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください () 私立学校教職員共済 () 国家公務員共済 () 地方公務員等共済					
	フリガナ	口座名義													
	前住所	(転入による申請の場合のみご記入ください)													

配偶者等	フリガナ	生年月日	配偶者の職業	ア. 被用者（サラリーマン等） イ. 公務員（勤務先： ウ. 被用者等でない者					個人番号					
	氏名													
	住所	今年の1月1日時点の住所地	(現住所と異なる場合に記入してください)								市・町・村			

養育している まで（注）の児童	(フリガナ) 氏名	請求者との続柄	生年月日	監護(相当)の有無	生計関係(生計費負担の有無)	同居・別居の別	別居している児童の住所	海外留学をしている場合の出国年月	※児童との関係該当する場合に○印	※第3子以降○印	※3歳未満○印	※左記以外の場合○印	※手当月額
				有・無	同一・維持	同居・別居		年 月	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	(30,000円)	(15,000円)	(10,000円)	,000円
				有・無	同一・維持	同居・別居		年 月	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	(30,000円)	(15,000円)	(10,000円)	,000円
				有・無	同一・維持	同居・別居		年 月	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	(30,000円)	(15,000円)	(10,000円)	,000円
				有・無	同一・維持	同居・別居		年 月	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	(30,000円)	(15,000円)	(10,000円)	,000円

大学生年代等（注）	生年月日	有・無	有・無	同居・別居	年 月	【第3子以降算定額算定対象】 「監護(相当)の有無」及び「生計関係(生計費負担の有無)」がいずれも「有」の場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」もご提出ください。	算定対象に○印
	生年月日	有・無	有・無	同居・別居	年 月		

請求理由	<input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 転入 【消滅日 年 月 日】 <input type="checkbox"/> その他（ ）	※認定・却下年月日	※支給開始年月	※合計月額
◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。 ◎ ※印の欄は、記入しないでください。 ◎ 字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。	事務処理欄 不足書類 <input type="checkbox"/> 請求者の健康保険証 ※被用者かつ3歳未満児童がいる場合のみ <input type="checkbox"/> 請求者名義の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> その他（ ）			,000円

(注) 高校生年代までとは、0歳から、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者
 (注) 大学生年代とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者
 (日本工業規格A列4番)

注意

- 1 「氏名(法人名等)」の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 「住所(法人の主たる事務所の所在地)」の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。また、請求者が個人であり、転入による申請の場合は、「前住所」の欄記入してください。本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村(特別区を含みます。以下同様です。)に住所を有していた場合は、当該住所を右欄に記入してください。
- 3 請求者の個人番号は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 「生年月日」、「配偶者の有無」、「職業」、「加入している年金等」の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 5 「加入している年金等」の欄は、3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
 - ① 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、()内にその年金の名称を記入してください。
 - ② 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者(これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限り、)であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 6 配偶者等の「氏名」、「生年月日」、「職業」、「住所」、「個人番号」の欄は、2人以上で児童を養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。)している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。

「住所」は、請求者の住所と異なる場合に記入してください。また、配偶者等が本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、当該住所を右欄に記入してください。
- 7 「養育している高校生年代までの児童」の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 8 児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- 9 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - ① 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - ② 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 10 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含みます。)によって大網白里市長が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
 - ① 児童又は児童の兄弟等が大網白里市外に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたものと、別居監護申立書
 - ② 児童が市内別居している場合は、別居監護申立書
 - ③ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類と、海外留学に関する申立書
 - ④ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑤ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑥ 児童が請求者自身の子でない場合は、養育申立書(請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。)
 - ⑦ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑧ 3歳に満たない児童がいる請求者が被用者(サラリーマン等)であるときは、健康保険被保険者証等の写し(ただし、(1)健康保険被保険者証、(2)船員保険被保険者証、(3)全国土木建築国民健康保険組合員証、(4)文部科学省共済組合員証(大学等支部に限る)、(5)私立学校教職員共済加入者証、(6)日本郵政共済組合員証、(7)共済組合員証のうち勤務先が独立行政法人又は地方独立行政法人であることが明らかなもの、それ以外の健康保険に加入の場合は、年金加入証明書)
 - ⑨ 請求者が本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者の前年の所得の額についての市町村長の証明書
 - ⑩ 請求者に配偶者がある場合には、本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、配偶者の前年の所得の額についての市町村長の証明書
 - ⑪ 請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童があった場合は、その事実を明らかにすることができる書類
 - ⑫ 「大学生年代の児童」欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」
 - ⑬ 「大学生年代の児童」欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合に、その子が海外に留学している場合は、当該子が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き4年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
- 11 個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、大網白里市長は個人番号を確認することがあります。

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。